

## ○住宅審議会規則

昭和45年5月1日兵庫県規則第43号  
改正昭和54年4月1日兵庫県規則第53号  
改正平成7年10月11日兵庫県規則第87号  
改正平成18年8月25日兵庫県規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、住宅審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 住宅に関する総合的施策を推進するための基本となる計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項又は第8項の規定による都道府県計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 県営住宅の入居者の募集及び選考の方針の決定又は変更に関すること。
- (4) 県営住宅の家賃の決定の方針の決定又は変更に関すること。
- (5) 県営住宅建替事業に関する計画の方針の決定又は変更に関すること。
- (6) 県営住宅の譲渡及び事業主体の変更の方針の決定又は変更に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住宅に関する総合的施策の推進についての重要事項及び県営住宅の管理についての重要事項に関すること。

2 審議会は、住宅に関する総合的施策の推進又は県営住宅の管理に関する事項について知事に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県議会の議員
- (3) 市町の長を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときはあらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及びその代理並びに部会の会議については、第5条第3項及び第5項並びに前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について委員を助ける。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(兵庫県営住宅入居者選考審議会規則の廃止)
- 2 兵庫県営住宅入居者選考審議会規則(昭和35年兵庫県規則第20号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 この規則施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (昭和54年4月1日兵庫県規則第53号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月11日兵庫県規則第87号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日以後最初に開かれる住宅審議会は、改正後の住宅審議会規則第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (平成18年8月25日兵庫県規則第68号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。